

会則改定のご連絡

2020年12月18日に開催されました東京・本部合同理事会、ならびにその後各支部本部理事の決裁を得て、以下の通りの改定が承認されましたのでお知らせいたします。

1.改定箇所：第3条(3)

2.改定内容：入会資格条件の変更

現会則：勤続20年以上で円満退職した者



改定後：勤続15年以上で円満退職した者

3.改定の経緯

エーザイではキャリア入社社員の増加に伴い、今後勤続20年未満で65歳の定年退職を迎える社員の増加が想定されます。

また、勤続20年未満で早期退職する社員にもOB・OGとして交流する機会を、豊友会としても提供出来るよう、入会資格の勤続年限を緩和することとしました。

4.施行時期

2021年3月末退職予定者(含む早期退職)から適用する。



エイザイ豊友会会則・内規

エイザイ豊友会

〒112-8088

東京都文京区小石川4丁目6番10号

エランドビル内

電話番号 (03)3817-5306, 5310

FAX 番号 (03)3817-5307

メールアドレス hoyukai@nifty.com

ホームページ hoyukai.life.cocacn.jp

エーザイ豊友会会則

(名称)

第1条 会の名称は、エーザイ豊友会(以下「本会」)とする

(目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会会員(以下「会員」)の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にし、相互の繁栄を目的とする

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ株式会社に社員または役員として在籍した者で、次の各号のいずれかに該当し、本人が入会を希望し、入会手続きをとった者とする

- (1) 定年時退職者
- (2) 役員を任期満了で退任した者(引き続き社員として在籍する場合は除く)
- (3) 勤続15年以上で円満退職した者
- (4) その他、本部理事会で入会を認めた者

(入会)

第4条 本会に入会する者は、所定の手続きをとりエーザイ豊友会内規(以下「内規」)に定める入会金および年会費を納める

(本会の構成)

第5条 本会は、本部と支部で構成し、それぞれに事務局機能を有する

- (1) 本部はエーザイ株式会社本社近辺に所在する
- (2) 支部はエーザイ株式会社事業所周辺地域の会員10名以上の要望に基づき、本部理事会の承認を得て発足し、その運営は内規による

(役員)

第6条 本会の役員とその定員を次のとおりとする

- (1) 会長(1名) …… エーザイ株式会社 CEO または会長もしくはその経験者
- (2) 理事長(1名) …… 本部理事会の審議を経て内定し、会長の承認を得た者
- (3) 理事(30名以内) …… 会員の中から推薦され、本部理事会の審議を経て理事長の承認を得た者で、各支部長ならびに東京支部役員、本庄支部三役はこれを兼務する
- (4) 事務局長(1名) …… 理事長が指名した理事で、本部理事会の承認を得た者
- (5) 監事(3名以内) …… 理事の中から推薦され、本部理事会の審議を経て理事長の承認を得た者。東京支部監事を兼務する
- (6) 支部長(各1名) …… 支部役員の審議により選任された者

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は本会を代表する
- (2) 理事長は会長を補佐して会務を統括し、本部理事会を招集する
- (3) 理事は本部理事会の構成員となり、本会の運営に必要な事項の協議決定に参画する
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する

(5) 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査するとともに、本部理事会の構成員として出席する。また、財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度本部理事会の招集を理事長に要請できる

(6) 支部長は支部方針に基づき円滑な運営に資する

(役員任期)

第8条 役員任期は、原則として4月1日より翌々年の3月31日までの2カ年とし、再任を妨げない

なお、監事については年度末監査の報告書作成日までを任期とする

(会議体)

第9条 本会は、次の会議を置く

- (1) 本部理事会 …… 理事・監事をもって構成し、本会の事業方針、年度事業計画、収支予算書などを協議決定し、各支部総会に報告する
- (2) 全体総会 …… 本部理事会が必要と判断した場合に開催する
- (3) 支部総会 …… 少なくとも年1回、本・支部の活動方針、実績、会計報告等について支部会員に報告する

(事業)

第10条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 会員懇親会
- (2) 会報「豊友会だより」の発行
- (3) 本会ホームページの運営・管理
- (4) 会員名簿の更新・管理
- (5) 会員の慶弔に関する事項
- (6) 会員とエーザイとの交流に関する事項
- (7) 同好会の開催
- (8) その他、本部理事会で決定した事項

(運営)

第11条 本会の運営は、入会金、年会費、臨時会費およびエーザイ株式会社からの協賛金をもってこれにあてる

- (1) 入会金 …… 入会時に内規に定める所定額を会員より徴収する
 - (2) 年会費 …… 内規に定める所定額を会員より徴収する
 - (3) 臨時会費 …… 会員親睦会などを開催するとき、その都度必要額を出席者より徴収する
 - (4) 協賛金 …… エーザイ株式会社からの協賛金による
2. 本会は、寄付金を受けることができる。
 3. 会費等の改定は、本部理事会で決定する
 4. 本会の会計は、「エーザイ豊友会会計規程」に定める

(退会)

第12条 次の場合は退会とする

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会費の未納入が2年続いたとき
- (3) 会員からその旨の申し出があったとき
- (4) 公序良俗に反する言動が認められたとき

(事務局の設置)

第13条 本会の活動を推進するため、エランドビル内(文京区小石川 4-6-10)に本部事務局

- と、諸会議並びに東京支部の同好会活動に供するラウンジを設置する
2. 本部事務局には、事務局員を置く。
 3. 本部事務局は、本会の活動にかかわる記録を作成し保管する。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月 31 日までとする。

(会則の改廃)

第15条 本会則の改廃は、本部理事会の決定による。

(実施)

第16条 本会則は1984年 10 月1日より仮実施し 1985 年4月1日より本実施する

第一回改定	1991 年 4月 1日	第十一回改定	2014 年 4月 1日
第二回改定	1995 年 4月 1日	第十二回改定	2016 年 4月 1日
第三回改定	1999 年 4月 1日	第十三回改定	2016 年10月 1日
第四回改定	2001 年 4月 1日	第十四回改定	2020 年 4月 1日
第五回改定	2002 年 4月 1日	第十五回改定	2021 年 1月 1日
第六回改定	2005 年 4月 1日		
第七回改定	2006 年 4月 1日		
第八回改定	2012 年 9月10日		
第九回改定	2013 年10月 1日		
第十回改定	2013 年11月 1日		

エーザイ豊友会内規

(目的)

1. 本内規はエーザイ豊友会会則、第10条・第11条に定める事業および運営につき、その円滑な進行を図ることを目的とする。

(事業運営)

2. 各事業は次のとおり運営する。
 - (1) 親睦会は総会時等に開催する。
 - (2) 会報「豊友会だより」は毎年発行する。
 - (3) 豊友会ホームページは会員を対象に公開し、記事内容は適宜更新して、会員にホットな情報の提供を心がける。
 - (4) 会員名簿の更新は原則として年に2回行う。会員名簿は本部事務局で保管し、個人情報の漏洩防止に留意し、会員への配布は行わない。なお、会員は住所等に変更が生じた場合は、速やかに本部事務局に連絡するものとする。
 - (5) 慶弔見舞など
 - 1) (イ) 会員が次の年齢に達するとき、長寿を祝って贈呈する。
白寿(満99歳)、喜寿(満77歳)
(ロ) 喜寿は記念品を贈呈し、白寿はお祝金2万円と1万円相当の花束または「花ギフト券」を供する。なお、白寿贈呈にあたっては、前もって担当支部の役員がご家族などと相談の上、持参または郵送のいずれかで対応する。
 - 2) (ハ) 会員が死亡したときは葬儀に間に合う限り、弔電(会長名)、生花あるいは花環1基、または「花ギフト券」(目処はいずれも1万5千円)を供する。具体的にはご遺族の意向を確認して対応する。
(ニ) 葬儀終了後に連絡を受けた全てのご遺族に、故人の生前のご支援・ご協力に感謝の意を込め、「花ギフト券」5千円を供する。
 - 3) (ホ) 「災害見舞」
会員が地震・風水害等での自然災害、火災などで家屋が倒半壊した場合、見舞金として1万円を供する。
- (6) 保養所の利用
会員およびその家族は、エーザイ株式会社の保養所を利用することができる。
- (7) 豊友会の同好会は、会員の自己負担と自主運営とする。新たに同好会を設立する場合は以下の条件を充たし、支部役員会で承認されかつ理事長に報告する。
 - (イ) 10名以上の参加が見込まれていること。
 - (ロ) 主催者または責任者がいること。
 - (ハ) 会の主旨と活動計画・内容を発足の2か月前までに支部事務局に提出すること。
 - (ニ) 参加可能な他の会員にもホームページなどで知らせ、自由に参加できること。
 - (ホ) 活動内容は少なくとも年1回支部役員会に報告すること。
 - (ヘ) 認定された同好会は以下の援助が受けられる。
 - ① エーザイ株式会社の了解を得て、その施設を利用できる。
 - ② 場合により支部会計から奨励費の支給を受ける。
- (8) 新たに対処が必要な事態等が発生した場合、その都度関係者で協議する。

(入会金および年会費)

3. 入会金および年会費は次のとおりとする。
 - (1) 入会金は1人につき2万円とし、入会時に徴収する。
 - (2) 年会費は2千5百円(手数料別)を次のとおり徴収する。
当年度分を自身の取引口座からの自動振替で徴収する。
年次での振り込みを希望される方は、年会費の請求により遅滞なく収める。
途中退会等の場合、前納年会費は返却しない。

(協賛金)

4. エーザイ株式会社から協賛金を受ける場合がある。
 - (1) 年度協賛金
 - (2) 特別な事業を行う場合の臨時協賛金

(支部の設置と運営)

5. 支部は、次のとおり設置し運営する。
 - (1) 北海道支部、東北支部、本庄支部、東京支部、中部支部、関西支部、九州支部を置く。北陸地方は中部支部に、四国地方・中国地方は関西支部に所属する。
 - (2) 支部への加入は会員の希望によるが、重複して加入することはできない。
 - (3) エーザイ株式会社事業所内に支部事務局を設ける場合がある。
 - (4) 支部は支部会則を定め、支部長ほかの役員を置く。
 - (イ) 支部長は支部役員から選任する。
 - (ロ) 支部総会は年1回以上開催する。
 - (5) 支部は自己責任により自主運営をする。
 - (6) 支部の活動は、一定の規準で本部から交付される交付金と、出席する会員から徴収する会費により運営される。
 - (イ) 支部活動の状況および運営費の出納は、監事の定期監査を受ける。
 - (ロ) 現金と預金通帳および帳票類は支部事務局に保管する。
 - (ハ) 本部から支部への交付金は本部理事会において決定する。
 - (7) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(内規の改廃)

6. 本内規の改廃は、本部理事会で決定する。

(実施)

7. 本内規は1984年10月1日より仮実施し、1985年4月1日より本実施する。

第一回改定	1991年10月1日	第十一回改定	2015年4月1日
第二回改定	1995年4月1日	第十二回改定	2016年4月1日
第三回改定	1999年4月1日	第十三回改定	2016年10月1日
第四回改定	2001年4月1日	第十四回改定	2020年4月1日
第五回改定	2002年4月1日		
第六回改定	2005年4月1日		
第七回改定	2011年12月21日		
第八回改定	2012年9月10日		
第九回改定	2013年5月9日		
第十回改定	2014年4月1日		